

伊勢湾等高潮対策事業
四、臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第

二条第二項に規定する復旧工事に関する事業

五、地震による地盤の変動のため必要を生じた河川に関する事業で政令で定めるもの

(治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画)

第三条 農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和三十五年度以降の五箇年間に於ける治山事業に關する計画(以下「治山事業前期五箇年計画」といふ。)の案及び昭和四十年度以降の五箇年間に於ける治水事業に關する計画(以下「治水事業十箇年計画」といふ。)の案

第三条 農林大臣は、中央森林審議会の意見をきいて、昭和三十五年

度以降の五箇年間に於ける治水事業に關する計画(以下「治水事業十箇年計画」といふ。)の案

は治水事業前期五箇年計画及び治水事業十箇年計画(以下「治水事業十箇年計画の実施」)

事態にかんがみ、治山治水事業につき、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一、前期及び後期の各五箇年間に於るべき事業の量

二、前期内及び後期内の各五箇年間に於るべき事業の実施の目標

三、農林大臣及び建設大臣は、第一

項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならぬ。

四、農林大臣又は建設大臣は、第一

項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするとときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

五、農林大臣又は建設大臣は、第一

項の規定による閣議の決定があつたときは、逕常なく、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

六、前五項の規定は、治山事業十箇

年計画」といふ。の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。

○羽田武嗣郎君登壇

○羽田武嗣郎君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過

並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月一日日本委員会に付

託され、三月十七日には農林水産委員

会との連合審査をする等、慎重審議いたしましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

前五項の規定は、治山事業十箇

(治山事業十箇年計画 及び 治水事業十箇年計画の実施)

第四条 政府は、治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

一、前期内及び後期内の各五箇年間に於るべき事業の量

二、前期内及び後期内の各五箇年間に於るべき事業の実施の目標

三、農林大臣及び建設大臣は、第一

項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならぬ。

四、農林大臣又は建設大臣は、第一

項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするとときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

五、農林大臣又は建設大臣は、第一

項の規定による閣議の決定があつたときは、逎常なく、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

六、前五項の規定は、治山事業十箇

年計画」といふ。の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。

○羽田武嗣郎君登壇

○羽田武嗣郎君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過

並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月一日日本委員会に付

託され、三月十七日には農林水産委員

会との連合審査をする等、慎重審議いたしましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

前五項の規定は、治山事業十箇

等による甚甚なる被害並びに産業經濟の発展に伴う諸用水の需要の急増等の事態にかんがみ、治山治水事業につき、次の各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

一、前期内及び後期内の各五箇年間に於るべき事業の量

二、前期内及び後期内の各五箇年間に於るべき事業の実施の目標

三、農林大臣及び建設大臣は、第一

項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならぬ。

四、農林大臣又は建設大臣は、第一

項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするとときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

五、農林大臣又は建設大臣は、第一

項の規定による閣議の決定があつたときは、逎常なく、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

六、前五項の規定は、治山事業十箇

年計画」といふ。の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。

○羽田武嗣郎君登壇

○羽田武嗣郎君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過

並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月一日日本委員会に付

託され、三月十七日には農林水産委員

会との連合審査をする等、慎重審議いたしましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

前五項の規定は、治山事業十箇

年計画」といふ。の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。

○羽田武嗣郎君登壇

○羽田武嗣郎君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過

等による甚甚なる被害並びに産業經濟の発展に伴う諸用水の需要の急増等の事態にかんがみ、治山治水事業につき、次の各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

一、前期内及び後期内の各五箇年間に於るべき事業の量

二、前期内及び後期内の各五箇年間に於るべき事業の実施の目標

三、農林大臣及び建設大臣は、第一

項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、治山治水事業の総合性を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならぬ。

四、農林大臣又は建設大臣は、第一

項の規定により治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画の案を作成しようとするとときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

五、農林大臣又は建設大臣は、第一

項の規定による閣議の決定があつたときは、逎常なく、治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

六、前五項の規定は、治山事業十箇

年計画」といふ。の案を、それぞれ作成し、閣議の決定求めなければならぬ。

○羽田武嗣郎君登壇

○羽田武嗣郎君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過

並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る三月一日日本委員会に付

託され、三月十七日には農林水産委員

会との連合審査をする等、慎重審議いたしましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

前五項の規定は、治山事業十箇

年計画」といふ。の案を、それぞれ作成し、閣議の決定求めなければならぬ。

は、事業計画作成にあたって、経済企画庁長官と協議するものとなつておりますが、経済企画庁長官のほかに、新たに北海道開発庁長官を加えようとするものであります。

この修正案につきましては、自由民主党を代表して二階堂進君より反対、日本社会党及び民主社会党を代表して山中吾郎君より賛成の旨の討論が行なわれ、採決の結果、修正案は少數をもって否決すべきものと決定いたしました。

次いで、自由民主党の木村守江君より次のごとき附帯決議案を提出され、これが、この法律案を提出する理由である。

計画案の作成にあたつては、治山治水事業の総合性を確保するため、農林大臣、建設大臣は、あらかじめ調整をはかりとともに、長期経済計画との関係において、経済企画庁長官と協議することとし、第三に、治山治水事業十箇年計画の実施を確保するために、財政上はもちろん、行政上、諸般の措置を講ずることになつております。

次いで、自由民主党の木村守江君より次のごとき附帯決議案を提出されました。主党を代表して二階堂進君より反対、日本社会党及び民主社会党を代表して山中吾郎君より賛成の旨の討論が行なわれ、採決の結果、修正案は少數をもって否決すべきものと決定いたしました。

昭和三十五年三月二十五日 衆議院会議録第十五号 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外一案

第三条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の表中「札幌管区行政監察局」を「北海道管区行政監察局」に、「仙台管区行政監察局」を「東北管区行政監察局」に、「東京管区行政監察局」を「関東管区行政監察局」に、「名古屋管区行政監察
福島県 行政監察局
栃木県 行政監察局
群馬県 行政監察局
埼玉県 行政監察局
千葉県 行政監察局
神奈川県 行政監察局
新潟県 行政監察局
山梨県 行政監察局
長野県 行政監察局
富山県 行政監察局
石川県 行政監察局
岐阜県 行政監察局
静岡県 行政監察局
三重県 行政監察局
福井県 行政監察局
滋賀県 行政監察局
京都府 行政監察局
兵庫県 行政監察局
奈良県 行政監察局
和歌山县 行政監察局
鳥取県 行政監察局
島根県 行政監察局
徳島県 行政監察局
高知県 行政監察局
佐賀県 行政監察局
長崎県 行政監察局
熊本県 行政監察局
大分県 行政監察局
鹿児島県 行政監察局
水戸市
宇都宮市
前橋市
浦和市
千葉市
横浜市
新潟市
甲府市
長野市
富山市
金沢市
岐阜市
静岡市
三重県
福井県
滋賀県
京都府
兵庫県
奈良県
和歌山县
鳥取県
島根県
徳島県
高知県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
鹿児島県
福島県
茨城県
群馬県
埼玉県
千葉県
神奈川県
新潟県
山梨県
長野県
富山県
石川県
岐阜県
静岡県
三重県
福井県
滋賀県
京都府
兵庫県
奈良県
和歌山县
鳥取県
島根県
徳島県
高知県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
鹿児島県

「局」を「中部管区行政監察局」に、「大

總理府設置法の一部を改正する法律

〔福田一君登壇〕

總理府設置法（昭和二十四年法律
第二百二十七号）の一部を次のように
改正する。

た二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第十五条第一項の表中農地被貿收者問題調査会の項の次に次のように加える。

まず、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の要旨は、行政管理庁の事務を一そく円滑適正に遂行するた

3 行政管理庁長官は、前項の事務のほか、管区行政監察局に、第二条第三号に掲げる事務のうち行政

機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十三号に掲げる事務のうち行政管理局及び統計基準局の所掌する事務を分掌させることができる。

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

この法律は昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

行政管理庁地方支分部局に、必要に応じて、行政管理局及び統計基準局の所掌事務の一部をも分掌させることができることとするとともに、同地方支分部局の名称を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

対外経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項並びに宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要事項について、それぞれ調査審議するため、總理府に對外経済協力審議会及び宇宙開発審議会を置く。

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を
めます。内閣委員長福田一君。

報告書は会議録追録に掲載

報告書は会議録追録に掲載

右

內閣總理大臣 岸

1

[REDACTED]

は、宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要事項について、それぞれ調査審議することを任務とするものであります。

本案は、二月二十九日本委員会に付託され、三月一日政府より提案理由の説明を聞き、三月二十五日質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、前田委員より、三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて議決されました。

附帯決議

政府は宇宙の開発にあたり、国際的には常に世界平和を念願して、国際機構の確立と育成に、最大の努力を期し、政治体制の対立を超えて、国際的協力を推進すべきである。

国内的には、関連する各分野における基礎的研究をもあわせて、均衡ある総合的計画を策定し、かつ此の計画の実施にあたっては常に公開の原則を守り、民主的かつ恒久的な開発を期すべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[参照]

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第六項の改正に関する部分

第三条第十二号の次に次の二号を加える。

十三 各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行なうこと。

第三条第三項から第五項まで中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第六項を削る。

第三条の二第二項の次に一項を加える改正規定中「第十三号」を「第十号」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第三の委員長の報告は修正、總理府設置法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

日程第四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、高等学校的定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第三条中第十三号を第十四号とし、同条第十二号の次に次の二号を加える。

四高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年二月二十四日

内閣總理大臣 岸 信介

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第三の委員長の報告は修正、總理府設置法の一部を改正する法律案の下に「(以下「定時制の課程」といふ。)」を加える。

第八条中「第四条」の下に「及び第七条」を加え、同条を第十条とし、第七条を削り、第六条の見出し中「私立学校」の下に「の設備」を加え、同条を第八条とし、第四条の中を第九条として、第五条の見出し中「公立学校」の下に「の設備等」を加え、同条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

(国立の高等学校の校長及び教員の定期制通信教育手当)

第五条 国立の高等学校で、定期制の課程を置くもの又は通信教育を

行なうものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。)及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教師、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び政令で定める実習助手に限る。以下同じ。)には、その者の俸給月額に百分の七(俸給の特別調整額を受ける者については、そのこえる部分に係る経費を除く。)の三分の一を、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内において補助することができる。

附則

2 前項の定時制通信教育手当に関し必要な事項は、文部大臣が定める。この場合においては、文部大臣は、人事院の意見を聞かなければならぬ。

3 この法律の施行に伴い地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当に関する条例を制定するにあつては、当該地方公共団体は、当該条例の施行により、当該条例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき當該手当の月額が当該手当に相当するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益を結果が生じないよう必要な経過措置を当該条例において定めなければならない。

(他の法律の一節改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「薪炭手当」の下に「定時制通信教育手当」を加える。

(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給与」の下に「定期制通信教育手当」を加える。
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十九一号）の一部を次のように改正する。

理由

の又は通信教育を行なうものの校長及び教員の職務の複雑困難性にからんがみ、これらの校長及び教員に対し定時制通信教育手当を支給するための措置を講じ、もつて高等学校の定期制教育及び通信教育の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
水めます。文教委員長大平正芳君。

〔大平正芳君登壇〕

本案は、定時制教育または通信教育の複雑性、困難性にかんがみ、一、国立高等学校で定時制の課程を置くものの、または通信教育を行なうものの拡大及び教員に対し、俸給月額の百分の七に相当する定時制通信教育手当を支給すること、ただし、俸給の特別調整額、いわゆる管理職手当を受ける者については若干これを制限し、百分の五をこえない範囲内で、文部大臣が定める割合に従つて支給すること、二、公立高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当については、国立の場合を基準として定めるものとし、国は、この手当に要する経費の三分の一を、当該地方公共団体に對し、予算の範囲内で補助すること、三、地方公共団体は、この手当に関する条例を制定するとき、従来から、名称のいかんを問わず、この手当に相当する手当を受けている者に、これにより不利益な結果が生じないよう必要な経過措置を定めることなどであります。

本案は、定時制教育または通信教育の複雑性、困難性にかんがみ、一、国立高等学校で定時制の課程を置くものの、または通信教育を行なうものの、長及び教員に対し、俸給月額の百分の七に相当する定時制通信教育手当を支給すること、ただし、俸給の特別調整額については若干これを制限し、百分の五をこえない範囲内で、文部大臣が定める割合に従つて支給すること、二、公立高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当については、国立の場合を基準として定めるものとし、国は、これに要する経費の三分の一を、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内で補助すること、三、地方公共団体は、この手当に関する条例を制定するとき、従来から、名称のいかんを問わず、この手当に相当する手当を受けている者に、これにより不利益な結果が生じしないよう必要な措置を定めることなどをあります。

かくて、二
る質疑を終
党を代表してと
を代表してと
し、実習助教
手当は、一ヶ月
実習助手全額
たいと、まことに
ら除外されな
に関し、現状を
を要望されま
かくて、
果、本案は可
り可決されま
す。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第五 昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣)

金に充てるべき資金の繰入の特例に
関する法律（昭和二十八年法律第百
号）の一部を次のように改正する。
題名を次のよう改める。

昭和二十九年度から昭和三十
五年度までの各年度における
国債整理基金に充てるべき
資金の繰入の特例に関する法
律

第一条から第三条まで中「昭和三
十四年度」を「昭和三十五年度」に改
める。

次いで、自由民主党八木徹雄君から
ら、本案に対し、
定期制通信教育手当について、実績
助手に關する政令を定めるに際して
は、その任務の重要性と産業界に与
ける待遇との均衡にかんがみ、特段
の考慮を払うべきである。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第五 昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 法律案

昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会に提出する。

昭和三十五年一月二十九日

金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年度から昭和三十年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律
第一条から第三条まで中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。
理由
国債の元金償還のための資金の繰入れ等に関する従来の特例の措置を昭和三十五年度においても、引き続き講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事小山長規

立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第五 昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

右
国会に提出する。

昭和三十五年一月二十九日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基

金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律(昭和二十八年法律第百四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年度から昭和三十年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律
第一条から第三条まで中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。
理由
国債の元金償還のための資金の繰入れ等に関する従来の特例の措置を昭和三十五年度においても、引き続き講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事 小山長規君。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔小山長規君登壇〕
○小山長規君 ただいま議題となりました、昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案につ

いて、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度において講ぜられて参りました国債償還資金の繰り入れに関する次のよろな二つの特別措置を、昭和三十五年度においてもまた踏襲しようとするものであります。

すなわち、第一の特別措置は、国債の元金償還に充てるための資金を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる場合におきまして、その繰り入れるべき金額は、これを財政法の規定する前々年度剩余金の二分の一相当額のみにとどめまして、国債整理基金特別会計法の規定による前年度首現在国債総額の万分の百十六の三分の一の繰り入れは、これを停止するということであります。

第二の特別措置は、日本国有鉄道及び日本電信電話の両公社が、それぞれその公社設立の際から政府に対して負うておりましたところの債務の償還元利金につきましては、一般会計を経由しないで、直接に国債整理基金特別会計へ繰り入れることといたしまして、その場合、その繰入金額だけ一般会計から同特別会計への繰り入れがあつたものとみなすこととあります。

本案は、去る一月二十九日大蔵委員会に付託されまして、審議の結果、三月二十二日、質疑を終了し、採決を行

ないましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決となりました。

なお、この法律案につきましては、全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

国債の償還費等に充てるための財源措置として、政府は、昭和二十八年度以降、毎年度、本特例法により便宜的措置を講じてきているが、歳計剩余金はその額が予測できないので、政府においては、速やかに国債償還に関する適切なる長期計画を樹立し、合理的な減債基金制度を確立すべきである。

別会計法の規定による前年度首現在国債総額の万分の百十六の三分の一の繰り入れは、これを停止するといふことのみにとどめまして、国債整理基金特別会計法の規定による前年度首現在国債総額の万分の百十六の三分の一の繰り入れは、これを停止するといふこと

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(清瀬一郎君) 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

原案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

原案を議題となし、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員会に提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員会に提出する理由である。

員会設置法第九条第一項の規定にかかるわらず、内閣總理大臣の指定するところにより、一人については昭和三十六年十二月三十一日まで、一人については昭和三十八年六月三十日までとする。

本会は、去る二月十七日、中曾根國務大臣より提案理由の説明を聴取した後、原子力開発利用の基本計画並びに原子炉の安全性確保等に關し参考人より意見を聴取するなど、慎重なる審議を行なつたのですが、その詳細は会議録に譲ります。

本会は、去る二月十七日、中曾根國務大臣より提案理由の説明を聴取した後、原子力開発利用の基本計画並びに原子炉の安全性確保等に關し参考人より意見を聴取するなど、慎重なる審議を行なつたのですが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて、本日、質疑を終了し、採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

かくて、本日、質疑を終了し、採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる、附帯決議を付すべしとの動議が提出され、これまた、全会一致をもつて可決いたしました。

展が見られ、さらに各種の試験研究におきましても、その範囲を拡大し、内容を高めて参つてゐるのであります。

このような情勢に応じて、原子力委員会の所掌事務もますます重要な度を加え、かつ増大して参つておりますので、この際、その機能を一そく充実強化しようとするものであります。

本会は、去る二月十七日、中曾根國務大臣より提案理由の説明を聴取した後、原子力開発利用の基本計画並びに原子炉の安全性確保等に關し参考人より意見を聴取するなど、慎重なる審議を行なつたのですが、その詳細は会議録に譲ります。

かくて、本日、質疑を終了し、採決に入りましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

わが国における原子力の平和利用は、一応の準備期間を経て、いよいよ本格的な研究、開発段階を迎えることになります。つき適切なる措置を講すべきであるにあたり、政府は特に左の各項に更に一層公正を確保するため、責

本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十三年度衆議院予備金支出の件(承諾を求めるの件)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、昭和三十三年度、昭和三十四年度衆議院予備金支出の件を議題となし、議院運営委員長の報告

を進め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

昭和三十三年度、昭和三十四年度衆議院予備金支出の件を議題といたします。

右件につき本院の承諾を求めるために報告する。

昭和三十五年三月二十五日
議院運営 委員長 荒然清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

出の件

昭和三十三年度衆議院予備金支出の件を議題となし、議院運営委員長の報告

を進め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

右件につき本院の承諾を求めるために報告する。

昭和三十五年三月二十五日
議院運営 委員長 荒然清十郎

衆議院議長清瀬一郎殿

差引予算残額		予算合計	外に第三十一回国会において支出承諾済額	昭和三十三年度国会所管 (組織)衆議院 (項)衆議院予備経費 5弔慰金	昭和三十三年度 内訳	昭和三十四年度 内訳	昭和三十三年度衆議院予備金支出
予算差額	予算残額	合計	四、三〇〇,〇〇〇	四、三〇〇,〇〇〇	四、三〇〇,〇〇〇	五、八〇〇,〇〇〇	七、九六〇,〇〇〇円
四、三〇〇,〇〇〇	四、三〇〇,〇〇〇	四、三〇〇,〇〇〇	四、三〇〇,〇〇〇	二、一六〇,〇〇〇円	二、一六〇,〇〇〇円	五、八〇〇,〇〇〇円	七、九六〇,〇〇〇円
				在職中死亡した議員の遺族に対する弔慰金の支給を要するため 故議員森三樹二君分 歳費一カ年分相当額 一〇〇,〇〇〇円	在職中死亡した議員の遺族に対する弔慰金の支給を要するため 故議員芦田均君分 歳費一カ年分相当額 一〇〇,〇〇〇円	故議員五十嵐吉藏君分 歳費一カ年分相当額 一〇〇,〇〇〇円	故議員粟山博君分 歳費一カ年分相当額 一〇〇,〇〇〇円
				昭和三十三年 十二月十八日 昭和三十四年 三月十日	昭和三十三年 十二月十八日	昭和三十四年 三月十日	昭和三十三年 十二月十八日

予引予算残額		予引予算残額	表水年在職議員費	9斤	昭和三十三年 十二月十八日	昭和三十四年 三月十日	昭和三十三年 十二月十八日	昭和三十四年 三月十日	昭和三十三年 十二月十八日	昭和三十四年 三月十日
一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇							
院議をもつて表彰された永年在職議員の肖像画にかかる経費支出のため 前議員前田房之助君分 議員 加藤鎌五郎君分 一一〇,〇〇〇円	院議をもつて表彰された永年在職議員の肖像画にかかる経費支出のため 前議員前田房之助君分 議員 加藤鎌五郎君分 一一〇,〇〇〇円	院議をもつて表彰された永年在職議員の肖像画にかかる経費支出のため 前議員前田房之助君分 議員 加藤鎌五郎君分 一一〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇							
昭和三十四年 三月十八日	昭和三十五年 三月十八日	昭和三十四年 三月十八日	昭和三十五年 三月十八日	昭和三十四年 三月十八日	昭和三十五年 三月十八日	昭和三十五年 三月十八日	昭和三十四年 三月十八日	昭和三十五年 三月十八日	昭和三十四年 三月十八日	昭和三十五年 三月十八日

○議長(清瀬一郎君) 議院運営委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事三和精一君。

〔三和精一君登壇〕

○三和精一君 ただいま議題に供せられました昭和三十三年度及び昭和三十一年度衆議院予備金支出の件について御説明申し上げます。

今回御承諾をお願いいたしますのは、昭和三十三年十二月十日から昭和三十四年十二月二十八日までに本院で支出した予備金七百九十六万円でありまして、その年度所属は、昭和三十三年度二百十六万円、昭和三十四年度五百八十万円となっております。なお、その用途は、在職中死没された議員の遺族に贈つた弔慰金、及び、院議員の肖像画に要した経費であります。

以上は、その都度議院運営委員会の承認を経たものでありますから、御承諾をさいますよう希望いたします。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本件は承諾を与えるに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議ないと認めます。よつて、承諾を与えることに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣を経由して首都整備委員会委員長村上勇君から、首都整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第十五条の規定に基づく首都整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

坂本 泰良君 山中日露史君
三鍋 義三君 大久保武雄君
横山 利秋君 下平 正一君
三木 武夫君 原 茂君
風見 章君 原 茂君
大久保武雄君 芳賀 貢君

商工委員 八木 昇君
運輸委員
下平 正一君
三木 武夫君

懲罰委員

内閣委員 中村 時雄君

法務委員

三木 武夫君

予算委員

西村 榮一君

決算委員

三鍋 義三君

内閣委員 神近 市子君

内閣委員 受田 新吉君

内閣委員 坂本 泰良君

内閣委員 木下 哲君

内閣委員 横山 利秋君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 久保 三郎君

内閣委員 受田 新吉君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 川崎 秀二君

内閣委員 山田 長司君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 神近 市子君

内閣委員 大貫 大八君

内閣委員 中崎 敏君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 野口 忠夫君

内閣委員 中村 時雄君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

内閣委員 中澤 茂一君

内閣委員 佐々木良作君

内閣委員 小林 進君

内閣委員 足鹿 覚君

一、昨二十四日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案
(安井吉典君外七名提出、衆法第二一号)

地方交付税法の一部を改正する法律案
(加賀田進君外七名提出、衆法第二二号)

以上二件 地方行政委員会 付託

四国地方開発促進法案 (前尾繁三郎君外四十二名提出、衆法第二二三号)

国土総合開発特別委員会 付託

公営住宅法の一部を改正する法律案
(重油ボイラの設置の制限等に関する法律案)

以上の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

国立学校設置法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

船舶保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

船舶保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

経済及び技術協力のため必要な物品の外中国政府等に対する譲与等に関する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律案の一部を改正する法律案

以上の臨時特例等に関する法律案の一部を改正する法律案

出) 商工会法案 (小林正美君外十名提出)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案
住宅地区改良法案

公営住宅法の一部を改正する法律案
(重油ボイラの設置の制限等に関する法律案)

公営住宅法の一部を改正する法律案
(加賀田進君外七名提出)

公営住宅法の一部を改正する法律案
(重油ボイラの設置の制限等に関する法律案)

公営住宅法の一部を改正する法律案
(加賀田進君外七名提出)

公営住宅法の一部を改正する法律案
(重油ボイラの設置の制限等に関する法律案)

一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付し

君外三十三名提出)

地方税法の一部を改正する法律案
(安井吉典君外七名提出)

地方税法の一部を改正する法律案
(加賀田進君外七名提出)

地方税法の一部を改正する法律案
(重油ボイラの設置の制限等に関する法律案)

四国地方開発促進法案 (前尾繁三郎君外三十三名提出)

(衆議院予備金支出の件報告書受領)

度衆議院予備金支出の件についての報告書を受領した。

四国地方開発促進法案 (前尾繁三郎君外四十二名提出)

四国地方開発促進法案 (前尾繁三郎君外三十三名提出)

四国地方開発促進法案 (前尾繁三郎君外三十三名提出)